

平成 23 年 4 月 21 日  
総務省

## 地上デジタル放送への移行に向けた支援のご案内

— お申込みはお早めに —

総務省では、平成 23 年（2011 年）7 月 24 日（日）の地上デジタル放送への移行に向けて、共聴施設の改修やチューナー支援などの支援事業を実施しています。

移行が近づきますと工事が集中し 7 月 24 日（日）までに間に合わないことも想定されますので、お申込みは下記の期限を目安にお早めをお願いいたします。

なお、東日本大震災の影響を踏まえ、下記期限については岩手県、宮城県、福島県は対象外とし、改めてご案内させていただきます。

## 1 共同受信施設等への支援

ビル陰等による受信障害対策用の共同受信施設やアパートやマンション等の集合住宅の共同受信施設を地上デジタル化対応させるための改修等に対して支援を行っています。（総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）（運営：社団法人デジタル放送推進協会）

申請書等の提出後の標準的な期間として、交付決定までに最低約 1 箇月、工事に最低約 1 箇月を要します。地上アナログ放送が終了する平成 23 年 7 月 24 日（日）までに対応をいただくためには、遅くとも 5 月 20 日（金） までに申請書等の提出をお願いいたします。

- ・ビル陰（受信障害）やアパート・マンション（集合住宅）におけるデジタル化の支援（別紙 1、2）
- ・新たな難視地区におけるデジタル化の支援（別紙 3）
- ・デジタル化におけるデジタル混信対策の受信者支援（別紙 4）

なお、ビル陰（受信障害）のデジタル化のための助成金申請に先立ち、弁護士による無料相談（デジサポ・法律家相談）の利用を希望する場合は、できるだけ早急に最寄りのデジサポに御相談いただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】（電話番号のおかけ間違いにはご注意ください）

《デジサポ》

全国 5 1 箇所 のデジサポでお受けします。最寄りのデジサポの電話番号は別紙 5 のとおりです。

平日：9 時から 21 時まで 土・日・祝日：9 時から 18 時まで

《地デジコールセンター》

※受信相談業務は終了しました。

## 2 低所得世帯への地デジチューナー等の支援

経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方へのデジタル化対応の支援として、NHK の放送受信料全額免除世帯に対しては簡易なチューナーやアンテナ工事等の支援、市町村民税非課税世帯の方に対しては簡易なチューナーの支援や電話サポートを行っ

ています。(総務省 地デジチューナー支援実施センター) (運営: 株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー) (別紙6)

申込書等を提出してから、審査を経て支援の決定、支援に至るまで、申込みの集中を考慮すると、工事訪問が必要な場合は約2箇月程度、簡易なチューナーを直送する場合は約1箇月を見込む必要があります。

地上アナログ放送が終了する平成23年7月24日(日)までに対応を完了するためには、

1) NHK放送受信料全額免除世帯に対する支援: 遅くとも5月20日(金)まで

2) 市町村民税非課税世帯に対する支援: 遅くとも6月20日(月)まで

に、申込書等の提出をお願いいたします。

【お問い合わせ先】(電話番号のおかけ間違いにはご注意ください)

《NHK受信料全額免除世帯への支援》

※支援業務は終了しました。

《市町村民税非課税世帯への支援》

※支援業務は終了しました。

### 3 暫定衛星対策(衛星セーフティネット)の支援

アナログ放送を視聴できていた方々がテレビを視聴できなくなることはないよう、暫定的難視聴対策事業を実施しています。(運営: 社団法人デジタル放送推進協会)

本事業の対象地区は「地デジ難視対策衛星放送の対象リスト(ホワイトリスト)」に掲載され、利用者からの申込により、衛星放送(東京のNHK及びキー局の地デジ番組)を視聴いただくことができます。また、衛星放送の受信に必要な最低限の設備整備を一定の条件のもと支援します(別紙7)。この工事に最低約1箇月を要します。

地上アナログ放送が終了する平成23年7月24日(日)までに対応を完了するためには、できる限り早期に申込み等を行っていただくことをお願いいたします。また、地デジのアンテナ工事を実施しても視聴できない場合などには、デジサポの訪問調査により本事業の対象となる場合がありますので、早期にデジサポへお問合せをお願いいたします。

【お問い合わせ先】(電話番号のおかけ間違いにはご注意ください)

《地デジ難視対策衛星放送受付センター》

※受信相談業務は終了しました。

＜本報道発表のお問い合わせ先＞

情報流通行政局地上放送課  
放送技術課  
電話: (代表) 03-5253-5111  
FAX: 03-5253-5794

【全般】

担当: 飯倉補佐、原田補佐(内線5791)

【低所得者世帯への地デジチューナー支援関係】

担当: 松本補佐、小笠原専門職(内線5942)

【地デジ難視対策衛星の支援関係】

担当: 日下補佐、渡邊主査(内線5949)

【共同受信施設等への支援関係】

(ビル陰、集合住宅共聴関係)  
担当: 山中補佐、加藤主査、柴田主査  
(内線5807)

(新たな難視関係)

担当: 田口補佐、坂本係長(内線5949)

(デジタル混信関係)

担当: 大西補佐、深松係長(内線5787)

(法律家相談、受信相談関係)

担当: 水間補佐、鎌田補佐(内線5792)

**ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設の地上デジタル放送対応を促進するため、デジタル化改修等に関する助成金を交付します。**

## 受信障害対策共聴施設のデジタル化支援

### ①共聴施設の改修

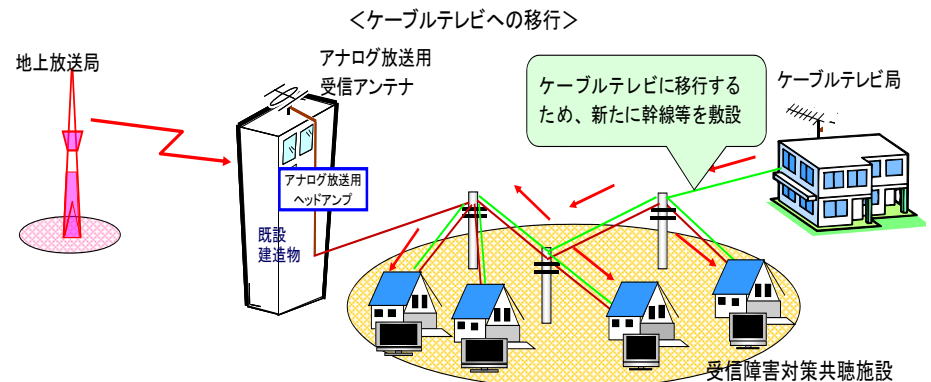
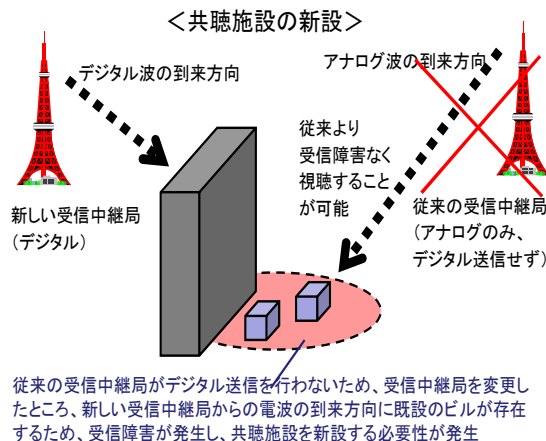
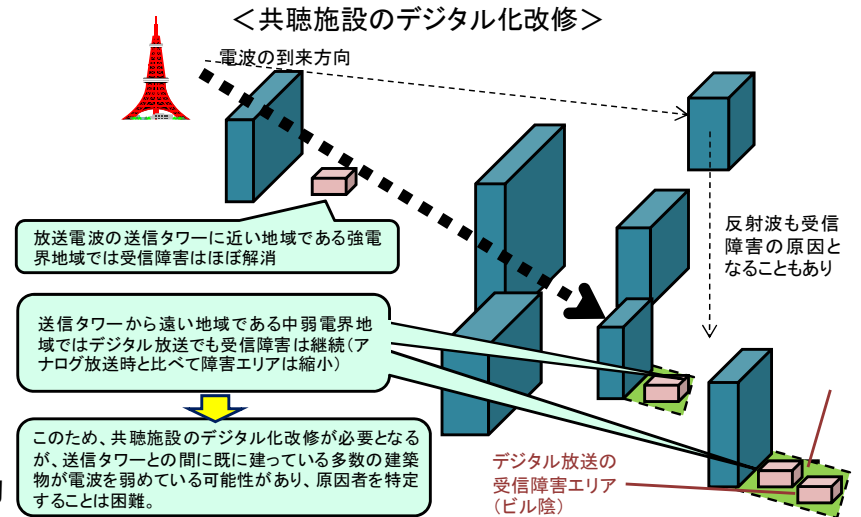
- ア) 事業主体：共聴施設の管理者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の改修費等
- ウ) 補助率：1/2

### ②共聴施設の新設

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者  
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：受信点設備、幹線設備の設置費等
- ウ) 補助率：2/3

### ③ケーブルテレビへの移行

- ア) 事業主体：共聴施設の管理者等  
(民間法人等を経由して補助)
- イ) 補助対象：事業主体が有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要となる初期費用  
(幹線工事費、引き込み工事費、宅内工事費、撤去費、契約料)
- ウ) 補助率：1/2



アパート・マンション等における共同受信施設の地上デジタル放送対応を促進するため、デジタル化改修等に関する助成金を交付します。

## 集合住宅共聴施設のデジタル化支援

ア) 事業主体 : 共聴施設の管理者(民間法人等を経由して補助)

イ) 補助対象 :

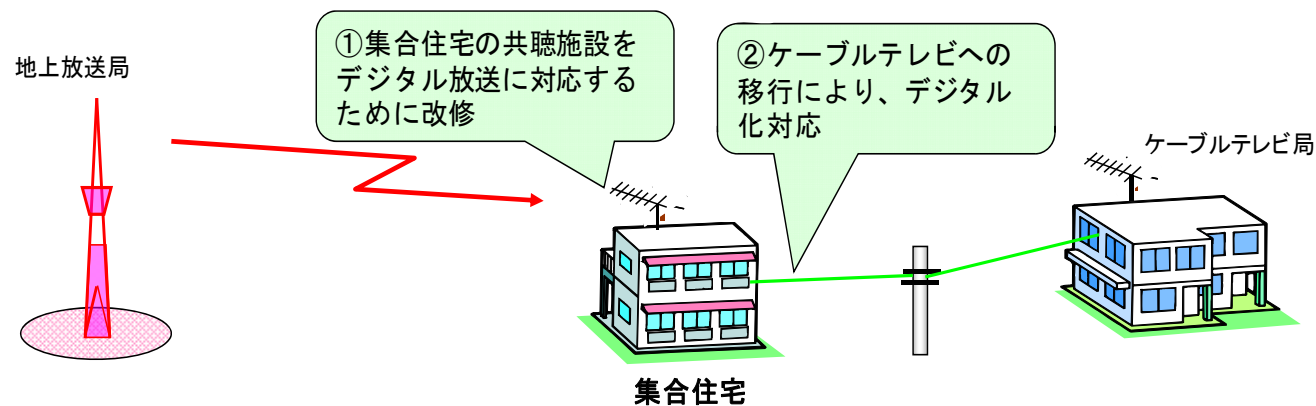
(①共聴施設の改修の場合)受信点設備、棟内伝送路の改修費等(※)

(※)ケーブルテレビでアナログ放送を受信している集合住宅における、デジタル放送をアンテナで直接受信するための改修費及びケーブルテレビでデジタル放送を受信するための棟内設備の改修費を含む。

(②ケーブルテレビ移行の場合)有線テレビジョン放送事業者等との契約時に必要な初期費用(※)

(※)幹線工事費、引き込み工事費、棟内工事費、契約料

ウ) 補助率 : 1/2(最大) [各世帯当たりの負担が3万5千円を超える場合が補助対象]



アナログ放送終了期限までにデジタル放送をご覧いただけるよう、デジタル放送の電波が届かない過疎、離島などの「新たな難視」地区に対し、デジタル化改修等に関する助成金を交付します。

## 新たな難視地区におけるデジタル化の支援

### (1) ケーブルテレビ等移行対策

#### ①受信者のケーブルテレビ等への移行

ア 事業主体:ケーブルテレビ等への移行を行う者  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:ケーブルテレビ等との契約料等

ウ 補助額:定額(上限3万円)  
〔事業費から3万5千円を除いた額〕

#### ②ケーブルテレビの幹線設備の整備

ア 事業主体:市町村又は有線テレビジョン放送施設者  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:①の対策の実施に必要なケーブルテレビの幹線設備の整備に必要な経費

ウ 補助率:2/3

### (2) 高性能等アンテナ対策

ア 事業主体:高性能等アンテナ対策を行う者  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:高性能等アンテナ対策に必要な経費等

ウ 補助率:2/3(ただし、敷地外の伝送路整備は10/10)

### (3) 共聴新設

ア 事業主体:市町村又は共聴組合  
(民間法人等を経由して補助)

イ 補助対象:共聴施設を新設する場合に必要な経費

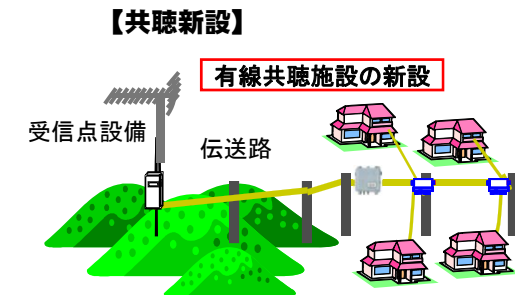
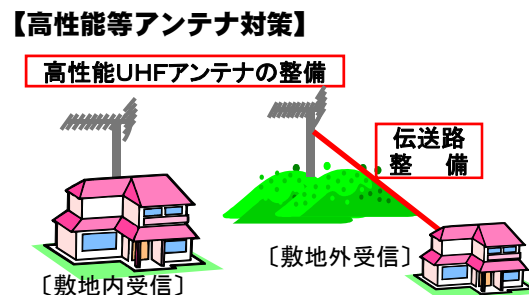
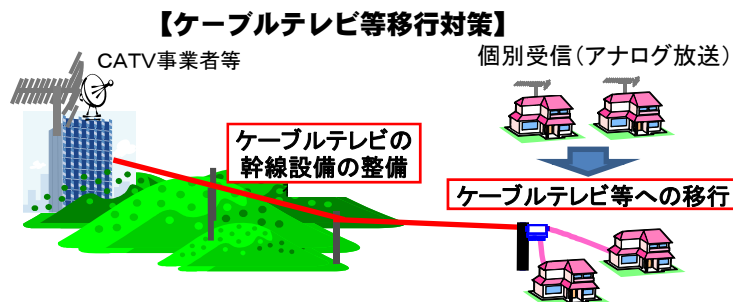
ウ 補助率:2/3

### (4) 技術・相談サポート

ア 事業主体:民間法人等

イ 実施業務:(1)から(3)の対策等の実施に必要な調査、概念設計等の技術的支援((1)②の幹線設備の整備を除く。)

ウ 補助額:定額

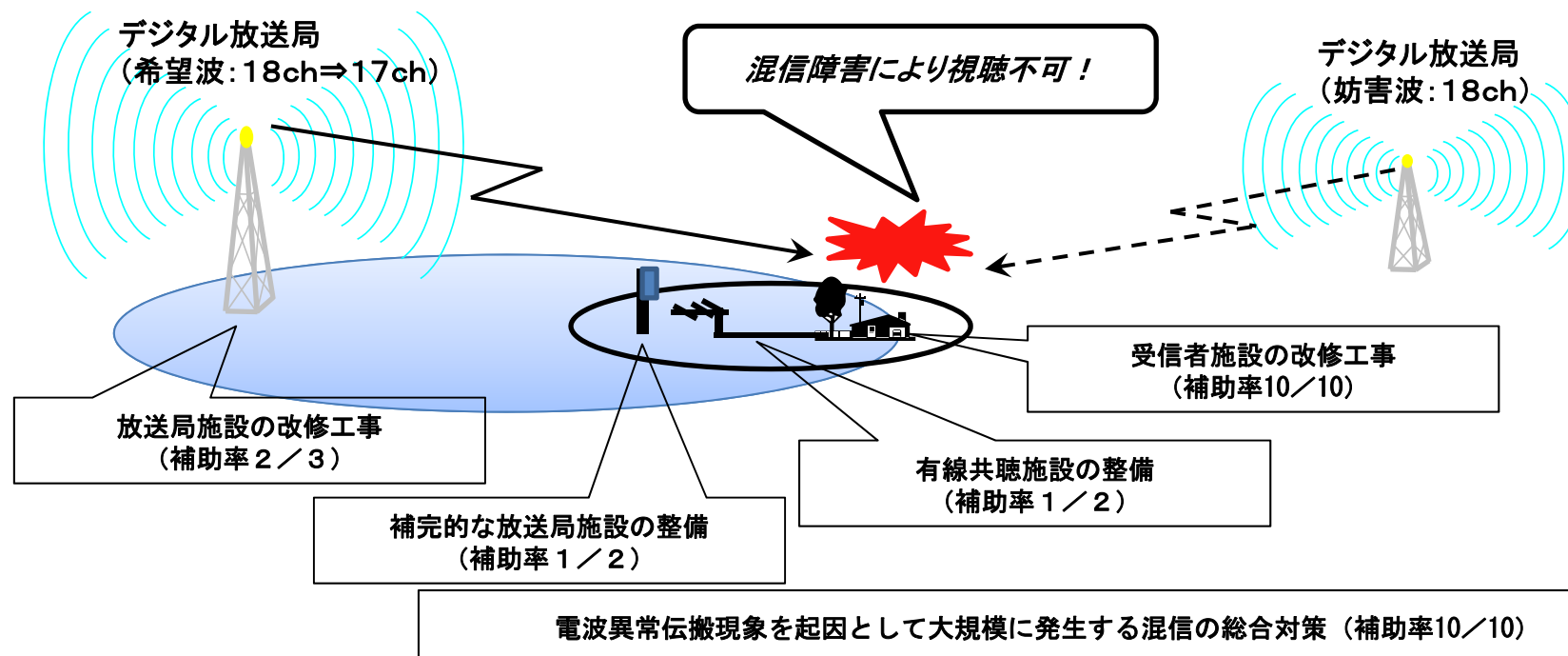


# デジタル混信における支援

アナログ放送とデジタル放送を同時に送信する「サイマル放送」期間の「周波数逼迫」状況に起因するデジタル混信（地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害の現象）の対策事業を行う者に対し、その助成金を交付します。

デジタル化におけるデジタル混信対策の受信者支援

- ① 事業主体： 民間法人等
- ② 対象地域： デジタル混信が発生している地域
- ③ 補助対象：
  - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備：補助率 1 / 2
  - イ 放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事 等）：補助率 2 / 3
  - ウ 受信者施設の改修工事（高性能アンテナ工事 等）：補助率 10 / 10
  - エ 電波異常伝搬現象を起因として大規模に発生する混信の総合対策：補助率 10 / 10



# デジサポの電話番号一覧

別紙5

総合通信局	地域	センター名	電話番号
北海道	石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の一部(北海道北テレビ受信者支援センターの担当地域を除く地域)胆振総合振興局及び日高振興局の地域	デジサポ道央	受信相談業務は終了しました。
	空知総合振興局の一部(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町)、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局の地域	デジサポ道北	
	十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の地域	デジサポ道東	
	渡島総合振興局及び檜山振興局の地域	デジサポ道南	
東北	青森県	デジサポ青森	受信相談業務は終了しました。
	岩手県	デジサポ岩手	
	宮城県	デジサポ宮城	
	秋田県	デジサポ秋田	
	山形県	デジサポ山形	
	福島県	デジサポ福島	
関東	茨城県	デジサポ茨城	受信相談業務は終了しました。
	栃木県	デジサポ栃木	
	群馬県	デジサポ群馬	
	埼玉県	デジサポ埼玉	
	千葉県	デジサポ千葉	
	東京都区部及び島部	デジサポ東京中央	
	東京都多摩地区	デジサポ東京西	
	神奈川県	デジサポ神奈川	
	山梨県	デジサポ山梨	
信越	新潟県	デジサポ新潟	受信相談業務は終了しました。
	長野県	デジサポ長野	
北陸	富山県	デジサポ富山	受信相談業務は終了しました。
	石川県	デジサポ石川	
	福井県	デジサポ福井	

総合通信局	地域	センター名	電話番号
東海	岐阜県	デジサポ岐阜	受信相談業務は終了しました。
	静岡県	デジサポ静岡	
	愛知県	デジサポ愛知	
	三重県	デジサポ三重	
近畿	滋賀県	デジサポ滋賀	受信相談業務は終了しました。
	京都府	デジサポ京都	
	大阪府	デジサポ大阪	
	兵庫県	デジサポ兵庫	
	奈良県	デジサポ奈良	
	和歌山県	デジサポ和歌山	
中国	鳥取県	デジサポ鳥取	受信相談業務は終了しました。
	島根県	デジサポ島根	
	岡山県	デジサポ岡山	
	広島県	デジサポ広島	
	山口県	デジサポ山口	
	徳島県	デジサポ徳島	
四国	香川県	デジサポ香川	受信相談業務は終了しました。
	愛媛県	デジサポ愛媛	
	高知県	デジサポ高知	
	福岡県	デジサポ福岡	
	佐賀県	デジサポ佐賀	
九州・沖縄	長崎県	デジサポ長崎	受信相談業務は終了しました。
	熊本県	デジサポ熊本	
	大分県	デジサポ大分	
	宮崎県	デジサポ宮崎	
	鹿児島県	デジサポ鹿児島	
	沖縄県	デジサポ沖縄	

平日9時から21時まで 土・日・祝日9時から18時まで

# 低所得世帯への地デジチューナー等の支援

地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行するに当たって、デジタル放送の受信機器は視聴者の自己負担で購入することが前提だが、地上デジタル放送が生活に必要な情報を提供していることにかんがみ、経済的な理由で対応することができない世帯等に対して、各世帯のアナログテレビ台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器の無償給付等を行う。

## スキーム

① 実施主体 : 民間法人等

② 支援対象 :

地上アナログ放送の受信設備を設置している者のうち、経済的な理由により地上デジタル放送の対応が困難な世帯。具体的には、

I. 公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉施設入所世帯（最大約140万世帯）のうち、「NHK放送受信料全額免除の世帯」であって地上デジタル放送未対応の世帯 [※H21年度から継続]

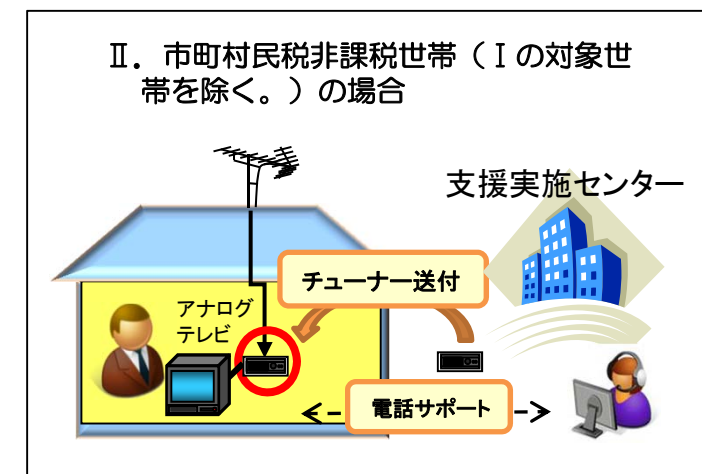
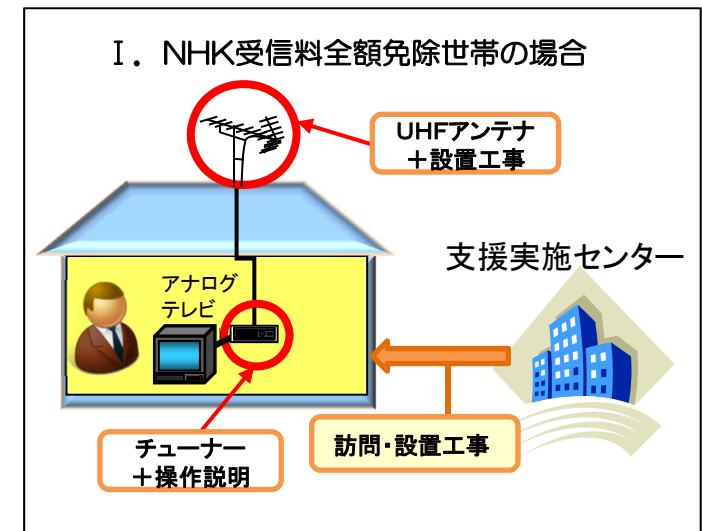
II. 市町村民税非課税世帯（最大約130万世帯）のうち、地上デジタル放送未対応の世帯（Iの対象世帯を除く。） [※H22年度に拡充]

③ 補助対象 :

I. NHK受信料全額免除世帯に対しては、  
「簡易なチューナーの無償給付」+「（必要な場合には）アンテナ改修等」  
・チューナーの給付、支援を行う世帯を訪問し、機器の設置・操作説明を実施  
・アンテナ等の改修が必要不可欠な世帯には、室内アンテナを無償給付又はアンテナ等を無償改修  
・共同受信施設やケーブルテレビを利用する場合は、デジタル化に伴う改修費のうち支援を受ける世帯の負担に相当する額を給付

II. 市町村民税非課税世帯（Iの対象世帯を除く。）に対しては、  
「簡易なチューナーの送付」+「電話サポート」

④ 補助率 : 10/10





# 暫定的な衛星利用による難視聴対策（衛星セーフティネット）

別紙7

新たな難視等の暫定対策として、衛星により地上デジタル放送を再送信する者に対しその費用を補助するとともに、当該放送の受信設備の整備又はその代替として一時的にケーブルテレビを利用する場合に要する対策を実施する。

23年度は、アナログテレビ放送終了時の緊急避難的な対応として、やむを得ずデジタル化対応が遅れた世帯（受信対策を除く）等へも対象を拡大する。

## スキーム

### (1) 送信・利用者管理事業

- ① 事業主体：民間法人等（放送衛星局を用いて地上デジタル放送の再送信を行うため、委託放送事業者の認定を受けた法人）
- ② 対象事業：放送衛星局を用いた地上デジタル放送の再送信（委託放送事業）及び当該放送の利用者管理
- ③ 補助率：2/3

### (2) 受信対策事業

- ① 事業主体：民間法人等
- ② 対象事業：暫定的な衛星利用による難視聴地域対策の対象世帯（既に衛星放送の受信可能な機器を備えている者等を除く。）に対する衛星放送受信機器（受信アンテナ等所要の受信システム機器及び工事を含む）の提供  
※ 衛星放送を利用できない場合や衛星放送受信機器の提供に比べケーブルテレビの利用が効率的な対策となる場合は、中継局による対策が実施されるエリアに限り、中継局整備までの暫定期間、ケーブルテレビ利用を提供
- ③ 補助率：10/10

